

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第7項の規定により大規模小売店舗の新設の届出事項変更の届出があったので、同条第8項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月17日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出事項の概要

1 届出者名

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

塩竈ファッションモール

塩竈市牛生町二十 二 外

3 変更しようする事項

- ・ 出入口における右折入出庫について、周辺の交通状況に与える影響を再検証したところ、特に変更を要しないことが確認されたこと。
- ・ 駐車待ちスペースの確保について、出入口正面の駐車台数を減じる措置を講じたこと。
- ・ 出入口や駐車場内の路面表示について、歩行者などの通路をカラー舗装するとともに、出入口にセンターラインや停止線等の路面表示の措置を講じたこと。
- ・ 騒音防止対策について、荷さばき施設において荷さばきを行う時間帯を短縮する措置を講じたこと。

4 変更しようとする理由

見直しによる。

二 通知年月日

平成18年2月8日

三 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び塩竈市役所

四 縦覧期間

平成18年2月17日から平成18年6月19日まで（ただし、閉庁日を除く。）